

令和5年度 免除制度・納付猶予制度 免除申請が7月3日から始まります！

経済的な理由などで、国民年金保険料の支払いが困難な場合、申請により保険料の全額又は一部が免除となる『保険料免除制度』や『納付猶予制度』を利用できます。
審査の際には、本人・配偶者・世帯主の前年所得が審査の対象となります。

◆保険料免除制度(全額・一部)

所得などの条件により保険料の納付が免除される制度です。申請が承認されると保険料納付の全額又は一部(4分の3、半額、4分の1)が免除されます。

※一部免除は減額された保険料を納付しない限り、「未納」扱いとなり、年金受給資格期間には反映されません。ご注意ください。

◆納付猶予制度

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定以下の場合に、保険料納付が猶予されます。年金受給資格期間に算入されますが、年金額の計算上は含まれません。

学生納付特例制度(学生免除)はお済みですか？

所得制限・対象校あり。年金受給資格期間に算入されますが、年金額の計算上は含まれません。

必要書類

- ① マイナンバーカードなどの本人確認書類
- ② 失業などを理由とする場合は、「雇用保険被保険者離職票等」のコピー
- ③ 代理人が申請する場合は「委任状」

申請先

村民課 年金係又は名護年金事務所

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金やいざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず保険料を納付するか、納付することが困難な場合には免除の申請をしましょう。

- お問い合わせの際には、基礎年金番号又はマイナンバーが分かるものを手元にご準備ください。



多言語
international

お問い合わせ:名護年金事務所 ☎0980-52-2522 自動音声案内 ②番▶②番/村民課 ☎966-1205

7月は固定資産税第2期の納期となっています。

	第1期	第2期	第3期	第4期
固定資産税	5月31日	7月31日	12月25日	令和6年 2月29日
村県民税	6月30日	8月31日	10月31日	令和6年 1月31日
軽自動車税	5月31日			

納税は口座振替が便利です。

手続き方法につきましては、税務課までお問い合わせください。

お問い合わせ:
税務課 ☎966-1206

